

陸上自衛隊達第24-16号

陸上自衛隊高等工科学校の生徒の服装に関する訓令（平成21年陸上自衛隊訓令第34号）第20条の規定に基づき、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の服装に関する達を次のように定める。

平成22年3月30日  
陸上幕僚長 陸将 火箱 芳文

陸上自衛隊高等工科学校の生徒の服装に関する達

改正 平成30年3月31日 陸自達第122-248号  
平成30年6月19日 陸自達第24-16-1号

（目的）

**第1条** この達は、陸上自衛隊高等工科学校生徒（以下「生徒」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用について、陸上自衛隊高等工科学校の生徒の服装に関する訓令（平成21年防衛省訓令第34号。以下「訓令」という。）の実施のため必要な事項を定めることを目的とする。

（制服等の着用）

**第2条** 訓令第5条第2号に定める「これに準ずる場所にある場合」とは、当該生徒の親戚若しくは知人の宅又は旅館その他の宿泊施設内にある場合とする。

（特殊服装の種類）

**第3条** 訓令第12条第2項に定める特殊服装は、次のとおりとする。

- (1) 校内服装
- (2) 訓練服装
- (3) 体育服装
- (4) 簡易服装

（校内服装）

**第4条** 生徒は、訓令第19条に基づき、校長が別段の定めた期間において校内にある場合に限り、日朝点呼から消灯（就寝）までの間、校内服装をすることができる。

- 2 生徒の校内服装の制式等は、別表第1のとおりとする。
- 3 生徒の校内服装は、訓令別表第1の常装（冬服）の服装の冬服上衣に代えて前項の服装を着用するものとする。
- 4 校内服上衣の学年識別章の着用要領は、訓令第14条に規定する第2種夏服上衣の場合に準じる。

（訓練服装）

**第5条** 生徒が教育訓練を行う場合には、常装、甲武装、乙武装及び作業服装で行う以外に校長の定める訓練服装をすることができる。

(体育服装)

**第6条** 生徒は、体育活動を行う場合には、体育服装をするものとする。

2 体育服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用するものとする。

- (1) 運動帽
- (2) 運動服上衣又はTシャツ
- (3) 運動服ズボン又は短パンツ
- (4) 作業靴又は運動靴
- (5) その他特に校長が必要と認めた服装

(簡易服装)

**第7条** 生徒は、冬用制服着用期間において、校内における教育訓練、作業及び  
営内生活並びに校長が必要と認めた校外における教育訓練時に簡易服装を  
することができる。

2 生徒の簡易服装の制式等は、別表第2のとおりとする。

3 生徒の簡易服装は、訓令別表第1の常装(冬服)の服装の冬服上衣に代えて  
前項の服装を着用するものとする。

4 簡易服装をする場合は、学年識別章を着用するものとし、着用要領は校長が  
定めるものとする。

(各種服装の着用品の省略又は変更)

**第8条** 訓令別表第1に掲げる各種服装の着用品のうち、着用を省略又は変更  
できるものについては、別表第3に掲げるとおりとする。

2 訓令別表第1に掲げる各種服装の着用品及び第3条に定める特殊服装の着  
用品のほか、制服に準じて着用するものについては別表第4に掲げるとおり  
とする。

(夏用及び冬用の制服の着用期間)

**第9条** 校長は、訓令第19条に基づき、陸幕長が認めた場合において、夏用  
の制服の着用開始前及び終了後の2箇月を限度として、冬服と夏服のいずれ  
でも着用できる期間を設けることができる。

(脱衣)

**第10条** 生徒は、校長の定めるところにより脱衣することができる。

(氏名札)

**第11条** 生徒は、校長の定めるところにより、校内又は校内に準じる場所  
においては、氏名札を着用するものとする。

(被服装具の記名)

**第12条** 生徒は、校長の定めるところにより、被服装具に記名しなければな  
らない。

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日陸自達第122-248号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 19 日陸自達第 24-16-1 号）

この達は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

校内服の地質と制式

地質	冬服上衣と同じとする。
制式	襟はラウンドネックとする。中央に黒色のボタン四個を一行につける。胸部の左に斜め隠しポケットをつける。背中にバンドをつけ、金属製の黒色のバックルで留める。形状は付図第1のとおりとする。

別表第2（第7条関係）

簡易服の地質と制式

セーター	地質	濃灰色の毛編物、化学繊維編物又はこれらの混紡編物とする。ただし、肩章及び当て布は、同色の化学繊維織物とする。	
	制式	襟	ハーフジップ又はフルジップとする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側を黒色のボタン1個で留める。
		前面	肩部の左右に当て布をつける。
		そで	長そでとする。下腕部の左右に当て布をつける。
		形状は付図第2のとおりとする。	
ジャンパー	地質	灰色の化学繊維織物とする。ただし、そで口は、同色の毛編物又は化学繊維編物とする。	
	製式	襟	立て襟とする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、黒色のボタン1個で留める。
		前面	中央にファスナーをつける。両腰にポケットをつけ、ふたを面ファスナー各1個で留める。
		そで	長そでとし、左上胸部にペンさし・ファスナー付きポケット及び面ファスナーをつける。
		形状は、付図第3のとおりとする。	

別表第3（第8条関係）

各種服装の着用品の省略又は変更

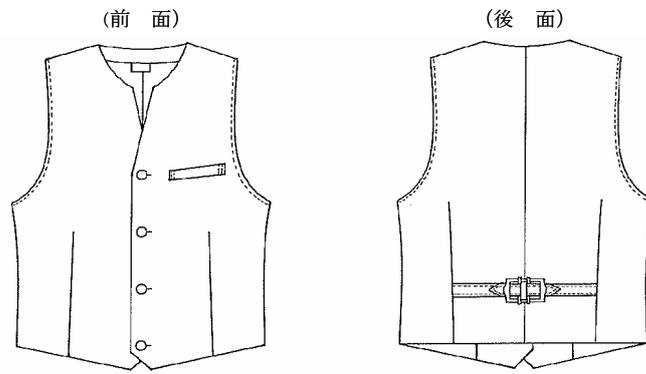
着用品を省略又は変更できる場合	省略又は変更要領
夏用制服着用期間において教育訓練、作業等を行う場合	校長が必要と認める場合、校内にある場合に限り、作業服上衣に代えて第2種夏服上衣を着用することができる。
常装第2種夏服を着用する場合	校長が必要と認める場合、常装第2種夏服の着用品のうち、第2種夏服上衣に代えて、第1種夏服ワイシャツ及び第2種夏服上衣に準じて学年識別章を着用することができる。

別表第4（第8条関係）

制服に準ずる着用品

	着用品	着用する場合	制式
1	手袋	防寒、教育訓練、作業のため必要な場合	黒、茶色、紺色、OD色、灰色、又は白色系統の無地とする。
2	携帯雨具	降雨、降雪時の作業又は教育訓練の場合	セパレーツ型とし、OD色系統の無地又は迷彩模様とする。
3	学年識別帽	校内において校長が略帽、作業帽又は運動帽に代えて着用することを認めた場合	野球帽型とし、校長が定めるところによる。
4	ドリル服	校内外における各種行事に参加する場合において、校長が着用することを認めた場合	校長の定めるところによる。
5	演奏服		
6	ベルト及び打楽器用手袋		
7	演奏用白色手袋		
8	儀礼刀		
9	儀礼用弾帯		
10	飾りひも		
11	指揮杖		
12	警笛		
13	スリッパ 室内靴 運動靴	自衛隊の施設内又は体育の場合	校長の定めるところによる。
14	靴下	制服又はこれに準ずるものを着用する場合	黒色とする。
15	勤務腕章	校長が定める勤務をする場合	校長の定めるところによる。

付図第 1



付図第 2



(前 面)



(後 面)

